

地域密着型サービス事業者等の指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 2 事業所

(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。それにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。利用者定員は19名未満。

(2) 指定申請案件

① 通所介護事業所ありがとう

申請者	神奈川県横浜市中区不老町1-6-10 苗場ビル3F-A アールウィズ株式会社 代表取締役 有光 龍也
事業所名称	通所介護事業所ありがとう
事業所の所在地	横須賀市武3-2-12
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和6年1月1日
利用定員	10人
実施単位数	1単位
営業日	月曜日から金曜日 (祝日を含む。12月29日～1月3日まで休業)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～16:00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	昼食 800円、おやつ 150円、おむつ・リハパン 100円、 パット 50円、教養娯楽費 実費 キャンセル料は、前日17時までの連絡で1提供あたりの 料金50%、当日の連絡で1提供あたりの料金100%

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件（通所介護事業所ありがとう）	
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の介護職員と兼務	
	生活相談員		提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 （介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者1人）
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置
	利用定員 11人以上	看護職員	専従1以上 看護師又は准看護師	/
		介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員		1以上は常勤	生活相談員常勤1人 介護職員常勤6人
	機能訓練指導員		1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	理学療法士1人

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

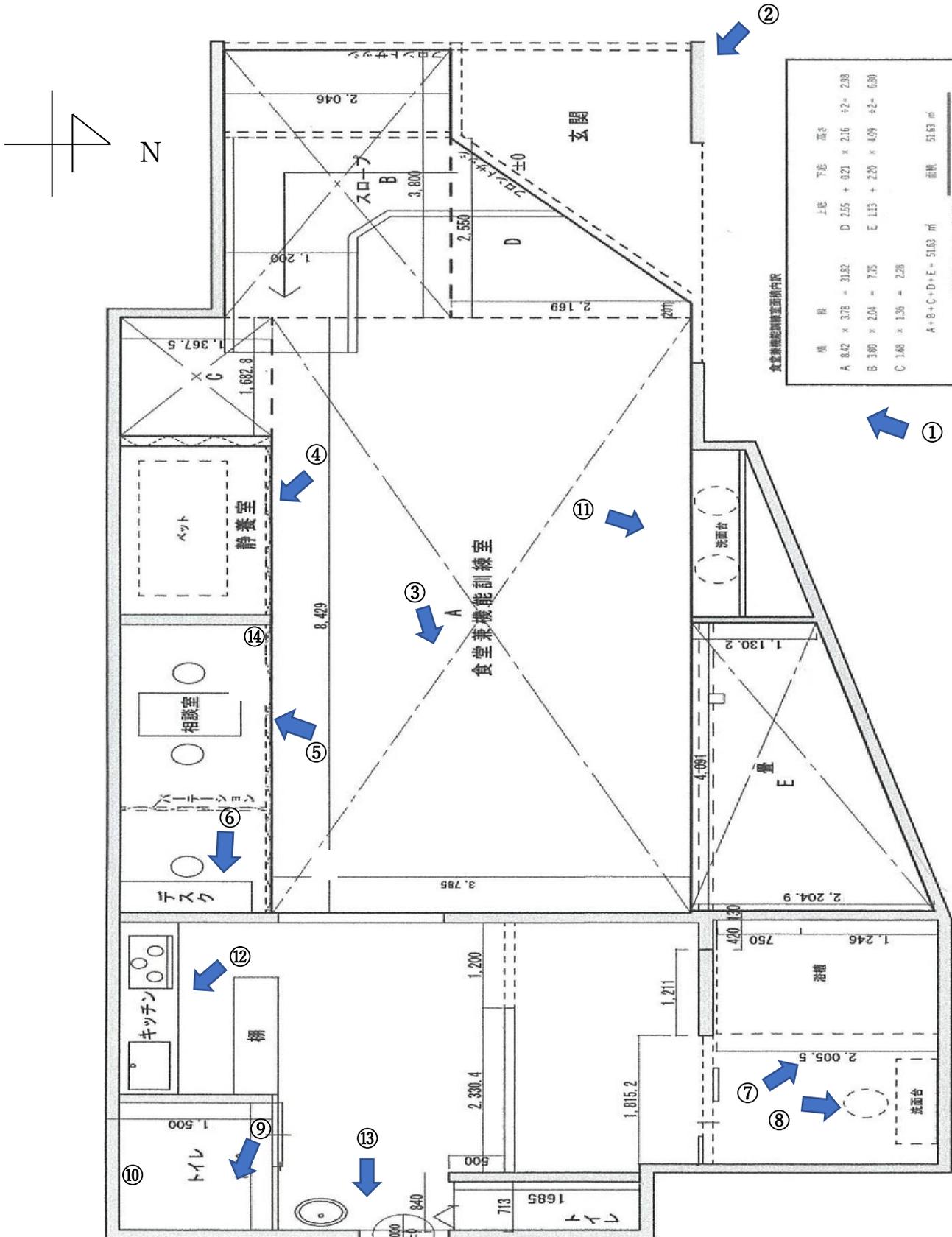
		要件	指定案件（通所介護事業所ありがとう）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$51.63 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置(カーテンで区切る)
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置（静養室はカーテンで区切りベッドを設置）
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
	利用定員	利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

通所介護事業所ありがとう 位置図



通所介護事業所ありがとう 平面図



【現地写真】通所介護事業所ありがとう
(令和5年12月27日撮影)



① 外観



② 入り口



③ 食堂兼機能訓練室(令和6年1月23日撮影)



④ 静養室(令和6年1月23日撮影)



⑤ 相談室(令和6年1月23日撮影)



⑥ 事務室

【現地写真】通所介護事業所ありがとう
(令和5年12月27日撮影)



⑦ 浴室 (令和6年1月23日撮影)



⑧ 浴室2 (令和6年1月23日撮影)



⑨ トイレ



⑩ トイレのブザー



⑪ 洗面台 (令和6年1月23日撮影)



⑫ 台所

【現地写真】通所介護事業所ありがとう
(令和5年12月27日撮影)



⑬ 誘導灯



⑭ 消火器



鍵付き書庫(2階訪問介護事業所と共用)

②デイサービスSteady津久井浜

申請者	岐阜県中津川市中津川2547番地の459 株式会社Steady 代表取締役 可知 久美子
事業所名称	デイサービスSteady津久井浜
事業所の所在地	横須賀市津久井1丁目14-3
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和6年3月1日
利用定員	18人
実施単位数	1単位
営業日	月曜日から日曜日（祝日を含む。）
営業時間	8:00～18:00
サービス提供時間	9:00～17:00
通常の事業の実施地域	①津久井・長沢②野比・佐原③久里浜 ④須軽谷⑤岩戸3丁目まで
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	朝食 400円、昼食 500円、夕食 500円、おやつ 100円 宿泊サービス 1,500円、おむつ・パット 150円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

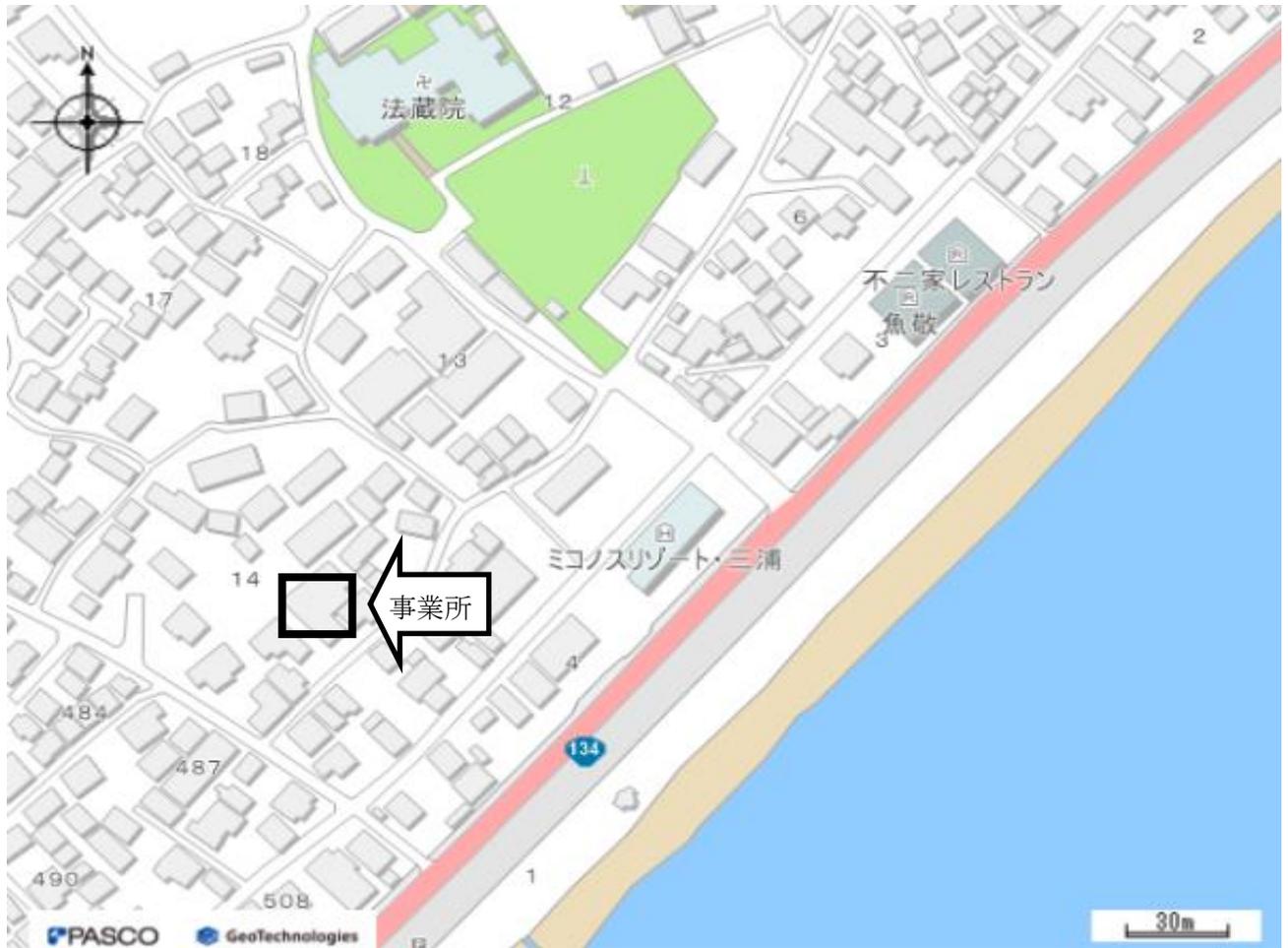
		要件	指定案件（デイサービスSteady津久井浜）
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 （介護福祉士5人）
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	/
	利用定員 11人以上	看護職員 専従1以上 看護師又は准看護師	適正に配置 （看護師1人）
	利用定員 11人以上	介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	適正に配置 常時1人以上の介護職員を配置
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤1人 介護職員常勤1人
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

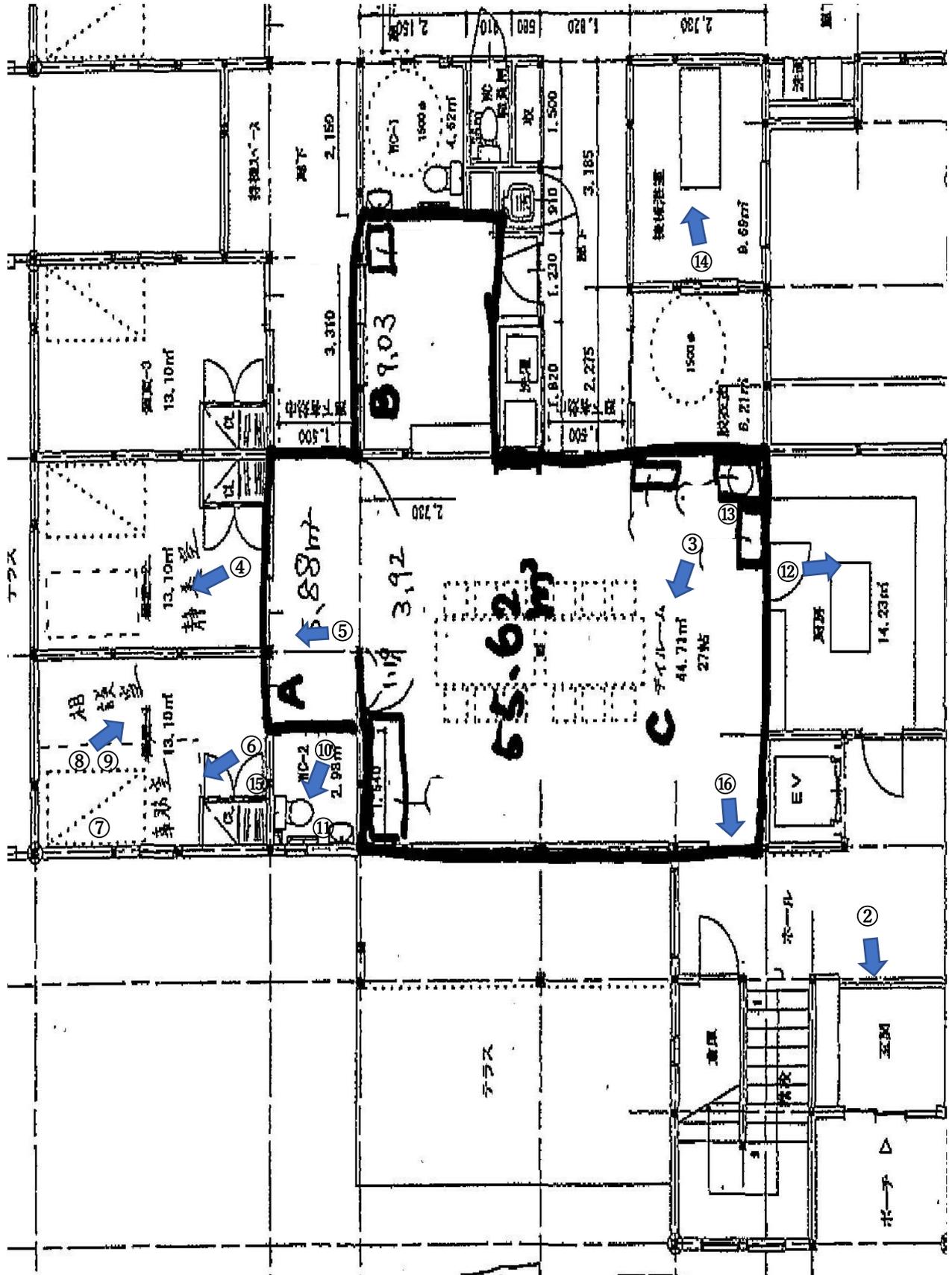
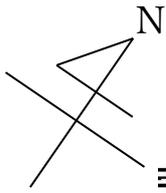
		要件	指定案件（デイサービスSteady津久井浜）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$55.62 \text{ m}^2 \geq 54 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置（パーティションを設置）
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置（静養室、事務室共に個室）
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
	利用定員	利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員18人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

デイサービス Steady 津久井浜 位置図



デイサービス Steady 津久井浜 平面図



【現地写真】デイサービス Steady 津久井浜
(令和6年2月28日撮影)



① 外観



② 入り口



③ 食堂兼機能訓練室



④ 静養室



⑤ 静養室 (ドアを半分閉めたところ)



⑥ 事務室

【現地写真】デイサービス Steady 津久井浜
(令和6年2月28日撮影)



⑦ 鍵付き書庫



⑧ 相談室



⑨ 相談室
(入口を閉めたところ)



⑩ トイレ



⑪ トイレのブザー



⑫ 台所

【現地写真】デイサービス Steady 津久井浜
(令和6年2月28日撮影)



⑬ 洗面台



⑭ 浴室



⑮ 消火器



⑯ 誘導灯

2 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 1事業所

(1) サービスの概要

認知症である利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、グループホームの居間等を用いてその入居者とともに、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図ることができるように支援する。

(2) 指定申請案件

①ローズフォーク

申請者	神奈川県横須賀市長沢1-27-27 有限会社エイシン学院 取締役 藤崎 玲子
事業所名称	ローズフォーク
事業所の所在地	横須賀市衣笠栄町1-60-1
サービスの種類	認知症対応型通所介護（単独型） 介護予防認知症対応型通所介護（単独型）
事業開始日	令和6年2月1日
利用定員	12人
実施単位数	1単位
営業日	月曜日から金曜日 (祝日を含む。1月1日～1月3日まで休業)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～16:05
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	昼食 800円、おやつ 100円 キャンセル料は、前営業日17時までに連絡がない場合、 1提供あたり費用の10%

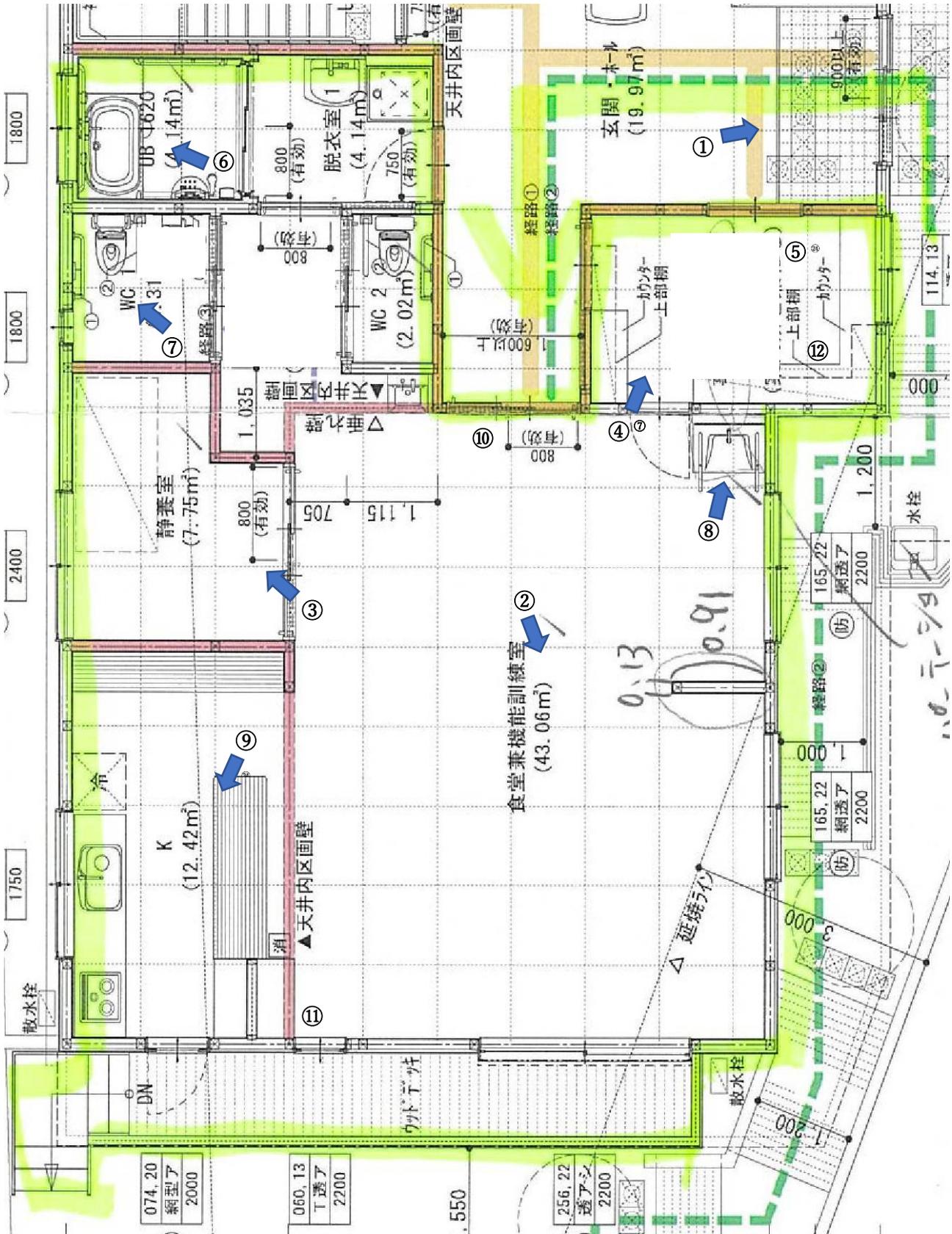
指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件(ローズフォーク)	
人員基準	管理者	常勤専従(管理上支障がない場合は兼務可能)	常勤兼務(生活相談員を兼務)	
		適切な指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者	認知症対応型通所介護事業所の生活相談員として令和2年2月から勤務	
		「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了	認知症対応型サービス事業管理者研修令和5年12月修了	
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間(専従)の合計/サービス提供時間 ≥ 1	専ら当該単独型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者 次のいずれか ・社会福祉主事(社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者) ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 (介護福祉士1人)
		専ら当該単独型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者が1以上		
	看護職員又は介護職員	看護職員又は介護職員の勤務延時間数(合計)÷平均提供時間数(※) ≥ 1 単位ごとに、常時1人以上の配置	適正に配置	
生活相談員、看護職員又は介護職員	1以上は常勤	生活相談員1人 介護職員1人		
機能訓練指導員	1以上 (事業所の他の職務と兼務可能) 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師/准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師/きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人		
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3\text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$42.94\text{ m}^2 \geq 36\text{ m}^2$	
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置(パーテーションを設置)	
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置 (静養室は個室でベッドを設置)	
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯	
利用定員	利用定員12人以下 ※同時に指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員12人		

ローズフォーク 位置図



ローズフォーク 平面図



【現地写真】ローズフォーク
(令和6年1月22日撮影)



① 外観



② ① 入り口



③ ② 食堂兼機能訓練室



④ ③ 静養室



⑤ ④ 相談室



⑥ ⑤ 事務室

【現地写真】ローズフォーク
(令和6年1月22日撮影)



⑥ 浴室



⑦ トイレ



⑧ 洗面台



⑨ 台所



⑩ 誘導灯



⑪ 消火器

【現地写真】ローズフォーク
(令和6年1月22日撮影)



⑫ 鍵付き書庫